

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第115号

2018. 4. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

「第三者委員会を開催」

本交付金の取組がより良いものとなるよう、外部の有識者の方に取組状況などの点検評価をしていただく第三者委員会（交付金の検討委員会）を毎年度開催しています。

平成 29 年度は3月15日（木）に松江市で開催しました。

県の担当者から、この一年間の取組状況のほか、表彰を受けられた組織や個人の紹介や活動組織の皆様からいただいたご意見などを盛り込んだ今後の展開などについて説明し、委員の皆様から意見、助言などをいただきました。



主なものは、次のとおりです。

- 米政策の見直しが進む中、農業経営を下支えする本交付金の取組面積の拡大。
- 事務の担い手が不足する組織が引き続き取組を続けられるよう活動組織の広域化の推進。
- 取組をしていない集落や若者、都会地などへの情報発信の強化。
- 活動組織における課題解決に向けた先進事例の周知とPR。
- 交付金の内容が直ぐに分かるようなキャッチフレーズの考案。などなど。

島根県では、第三者委員会でいただいた意見や助言を今後の施策推進に役立ててまいります。

また、今年度も引き続き活動組織の皆様からのご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地域活性化に向けてのチャレンジ

佐見環境保全組合(飯石郡飯南町)

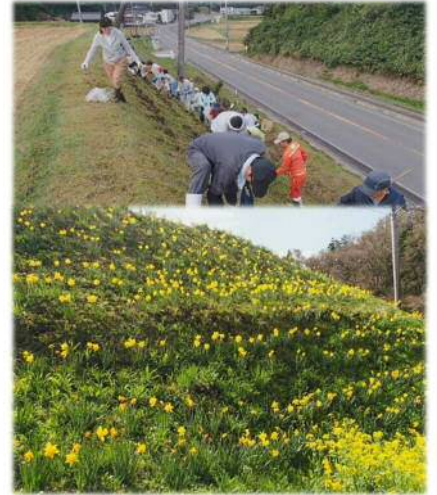
私たち佐見環境保全組合は、県東部広島県境に近く、大国主命伝説で名高い標高1,014mの琴引山の麓に広がる自然に囲まれ、農林業を中心に発展してまいりました飯南町に所在しています。

現状は他の地域と同様に、農業従事者、高齢化、人口減少等々と深刻な悩みがあり、なかなか活性化を図ることが出来ない状況でした。その為にも、何か特色を地域で打ち出そうとの話が持ち上がり、景観美化に取り組む事で地域の一体化、活性化を推進するとの方向で住民の賛同を得ることが出来たので、毎年10月に水田畦畔に「水仙」の植栽をすることで意識の向上を図っています。当初は追肥の時期、量など試行錯誤を繰り返していましたが、現在は国道54号線を通るドライバーの方々も足を止めて見物していただけるまでになってきました。

又、山間地の地域では避けることの出来ない事として、鳥獣害による農産物被害があり、特に近年においては、猪による田圃、畑地への被害が増加しており対応に苦慮しておりましたが、昨年より佐見地区中山間地等直接支払との共同作業として、地域の周囲約14kmを農閑期を利用し、二年をかけてワイヤーメッシュを施設致しました。完全に囲む事は出来ませんが、被害の減少は望めるのではないかと期待をしておりますが、只、当地区は冬季の積雪が多く、除雪時、降雪時にワイヤーメッシュが倒れることがあり、今後の補修点検が重要であると考えています。

その他に、当組織の直接的な事業ではありませんが、近年より収穫期に地区老人会を中心に「案山子まつり」を開催し、多くの方の参加を見ており、昨年の秋には50体を超える参加があり賑やかな催しになりました。特に今回は、近隣の警察署より年末交通安全キャンペーンの為に、案山子の貸し出の申し出があるなど広く認知されて来たと感じています。

春の「水仙」秋の「案山子」等、地区民のみならず、通りすがりの方、他地域の方に楽しんでもらえる環境を創っていく事で地域を盛り上げ、高齢化、後継者不足、人口減少等々、重く押し掛かる問題点を跳ね除ける元気を地域に育ていけるように、今後も様々な事柄に取り組んでいきたいと思っています。



活動組織の皆さんへ

■ 交付金の支出対象とならない経費について

国から「交付金の支出対象とならない経費」について例示されました。再度確認をしていただき、交付金が適切に使われるようお願いいたします。

■ 活動の際の飲食について

島根県では平成30年度から、活動の際の飲食について、飲み物（酒類は除く）のみを交付金から支出できることとします。（菓子、軽食については交付金から支出はできません。）

※子供への参加景品としての菓子は対象経費とします。

※弁当（昼食）については、対象としますが、支出については単に活動時間の長さで判断せずに、円滑な組織運営に必要なかどうか含めて判断してください。

「これは交付金から支出できるかな！？大丈夫かな！？」と思われるようなことがありましたら、市町村、県、協議会事務局にご相談ください。

今回、「交付金の支出対象とならない経費」、「会計の仕分け表」を同封していますので参考にしてください。

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

“平成29年度多面的機能支払 中国四国シンポジウム in 志国高知”開催

1月25日「平成29年度多面的機能支払 中国四国シンポジウム in 高知」が高知県立県民文化ホールで開催され、約800名の活動組織の皆さんや担当者が集まりました。本県からは、18名が参加しました。

シンポジウムでは、高知大学の玉里教授の基調講演に続き、平成29年度の中国四国農政局長表彰 最優秀賞受賞2組織と高知県を代表して1組織から取組事例が発表されました。会場の皆さんは、自分たちの組織に照らし合わせつつ熱心に聞き入っている様子でした。

シンポジウム終了後、優秀賞を受賞された組織の表彰が行われ、本県の「真田地区資源保全組合」（吉賀町）が農政局長から表彰を受けられました。おめでとうございます。



農政局長から表彰を受けられる島田代表

◆ 「ルーラル・ミーティング in しまね」 7月12日(木)益田市「グラントワ」で開催予定

今年度は「農村の経済成長・地域活性化の仕組みづくり」をテーマに講演やパネルディスカッションが予定されています。是非ご参加ください。
(ルーラルは、農地維持支払「事務・組織運営等の研修」に該当します。)
詳細につきましては、後日別便でお知らせします。



◆ 農林水産省から「多面的機能支払交付金」の キャッチコピー・ロゴマークが発表されました 高めよう 地域協働の力！



皆さんの組織でも地域の方に活動をPRするため、キャッチコピーを考えてみてはどうでしょうか

◆ 協議会のホームページで活動事例などを紹介しています

2月号で皆さんに組織紹介や活動事例紹介をお願いしたところ、写真や手紙、メールをいただきました。ありがとうございました。

いただいた原稿は、協議会のホームページやネットワークで随時紹介していきます。

スマホからでも簡単に見ていただけますので、空いた時間に是非チェックしてみてください。

投稿はいつでも受け付けています。写真一枚から気軽に投稿してください。(環境活動を紹介していただく、資源向上(共同)で活動に位置づけられている広報活動に該当します。)

ホームページのアクセス数が一年間で5200件を越えました。



～担当者の声～

4月ですね。若い頃、「年を重ねると一日が長くて、一年が短く感じる」と聞いたことを思い出します。実際、学生の頃は「やっと4月」と思っていたのですが、今では「もう4月」と感じています。

新年度になり、気候も環境も変わりましたが、昨年度以上に皆様と充実した一年にしたいと思いますので、今年度もよろしくお願ひいたします。(協議会A)

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆ 島根県農地・水・環境保全協議会

〔事務局〕 水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆ 島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆ 又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。



Tel 0852-22-6262



揖屋千拓地域農地・水・環境保全組織
(松江市)